

天理市訓令甲第11号

天理市事務改善提案規程（平成24年10月天理市訓令甲第9号）の全部を改正する。

令和7年5月30日

天理市長 並 河 健

天理市職員提案に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、市行政全般について、職員の積極的な提案を奨励し、その実現を図ることにより、職員の創造力及び研究心並びに市政運営への参加意欲を高めるとともに、市民サービスの向上及び行政の効率化に資することを目的とする。

（提案の内容）

第2条 提案の内容は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1） 市民サービスの向上に関するもの
- （2） 事務事業の改善又は能率向上に関するもの
- （3） 収入の増加及び経費の節減に関するもの
- （4） 市のイメージアップにつながるもの
- （5） その他公益上有効であるもの

（提案の種類）

第3条 提案の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 個人提案 1人で行う提案をいう。
- （2） グループ提案 2人以上のグループで行う提案をいう。
- （3） 職場提案 課又は担当単位で行う提案をいう。

（提案者）

第4条 提案をすることができる者は、職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。）とする。

（提案の時期）

第5条 職員は、随時提案することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、特定の課題について期間を定めて提案を募集することができる。

(提案の方法)

第6条 職員は、提案を行うときは、市長公室人事課長（以下「人事課長」という。）に提出するものとし、提案書の様式は、任意とする。

(提案の受付)

第7条 人事課長は、前条の規定による提案の提出があったときは、これを受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、人事課長は、提案が次の各号のいずれかに該当するときは、これを受け付けないことができる。この場合において、人事課長は、当該提案を行った者にその理由を付して当該提案を返却するものとする。

(1) 提案が匿名のもの

(2) 単なる意見、希望、批判又は不平であるもの

(3) 非難、苦情、中傷等の内容を有するもの

(4) 人事又は組織機構に関するもの

(5) 既に提案のあったものと同一又は類似のもの

(6) 既に実施されているもの又は実施される予定であるもの

(7) 第1条の目的に反すると認められるもの

(職員提案審査委員会)

第8条 提出された提案の審査及び実施した提案の効果の審査をするため、職員提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は市長、副委員長は副市長をもって充て、委員は、教育長、市長公室長、総務部長及び教育委員会事務局長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(提案の審査)

第9条 委員会は、提出された提案を審査し、その採否を選択するとともに、採用とした提案については、次の各号のいずれかを決定するものとする。

(1) 提案の全部又は一部について実施することが適当と認められるもの
(以下「第1号採用」という。)

(2) 提案の全部又は一部を実施することにより高い効果が期待できるものとしてその有効性を検証すべきもの (以下「第2号採用」という。)

- 2 委員長は、前項で決定した審査結果を提案を行った者 (以下「提案者」という。)に通知するものとする。

(提案の実施)

第10条 市長は、前条に規定する審査により第1号採用又は第2号採用に決定された提案について、当該提案に係る事務を所掌する部長及び課長に対し、必要な指示を命ずるものとする。

- 2 前項の規定において第2号採用に係る提案を実施した部長及び課長は、その実施状況及び効果を委員会に随時報告しなければならない。

(提案の効果の審査)

第11条 委員会は、前条第2項の規定により報告された実施状況に基づき提案の効果審査し、次の各号のいずれかの区分に決定するものとする。

(1) 効果あり 実施した提案が特に効果があったと認められるもの

(2) 効果なし 実施した提案の効果が認められなかったもの

- 2 委員長は、前項で決定した審査結果を提案者に通知するものとする。

(褒賞)

第12条 市長は、第9条第1項及び前条第1項に規定する委員会での審査結果に基づき、別表に定める褒賞基準により提案者を褒賞することができる。

- 2 市長は、不採用となった提案が後日実施されたときは、その提案者を褒賞することができる。

- 3 市長は、アイデア賞を受賞した第2号採用の提案において、提案者と異なる

るものが有効性の検証のため当該提案を実施した場合は、別に定める基準により当該提案を実施したものを褒賞することができる。

(提案の公表)

第13条 人事課長は、職員による研究の取組を広く紹介するため、提案賞を受賞した提案について、その要旨等を公表するものとする。

(権利の帰属)

第14条 提案に関する全ての権利は、天理市に帰属するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第12条関係）

褒賞基準

褒賞の区分	審査結果	褒賞基準等	褒賞内容
アイデア賞	第1号採用	委員会の審査により実施すべき提案と認められたもの	賞状
	第2号採用	委員会の審査により実施による効果の期待が高く、その有効性を検証すべき提案と認められるもの	100,000円
提案賞		アイデア賞を受賞した第2号採用の提案で、当該提案の実施結果が委員会の審査により特に効果があったと認められたもの	上限 500,000円